

○日本体育大学外部資金による研究費補助金に関する規程

平成19年10月17日

教授会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本体育大学（以下「本学」という。）の教員が内閣及び内閣の統轄する行政機構(以下「政府」という。)から研究費補助金(以下「補助金」という。)の交付を受ける場合において、その申請手続、交付決定後における経理手続等について、交付された研究費補助金の適正かつ効率的な管理、運用を確保するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究費補助金」とは次の各号に掲げる政府が実施する競争的研究資金制度における助成金をいう。

- (1) 内閣府
- (2) 総務省
- (3) 文部科学省
- (4) 厚生労働省
- (5) 農林水産省
- (6) 経済産業省
- (7) 国土交通省
- (8) 環境省

2 前項に掲げる補助金以外の研究費補助金の交付を受けようとする場合には、この規程を適用する。

3 この規程において「補助事業」とは、政府が行う研究費補助金助成事業をいう。

4 この規程において「研究代表者等」とは、補助事業を1人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び研究分担者をいう。

5 この規程において「連携研究者」とは、研究代表者等の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する者をいう。

6 この規程において、「直接経費」とは、補助金のうち、補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。

7 この規程において、「間接経費」とは、補助金のうち、補助事業の実施に伴う本学での管理等に必要な経費をいう。

8 この規程において、「経理規程」とは、「学校法人日本体育大学経理規程」を、「出張等規程」とは、「日本体育大学教職員の出張等に関する規程」を、「調達規程」とは、「固定資産及び物品調達規程」を、「管理規程」とは「固定資産及び物品管理規程」をいう。

9 この規程において、「通常監査」とは、内部監査を実施する年度において、研究代表者

として交付を受けた各研究費補助金の概ね10%以上を対象とした書類上の調査をいう。

- 10 この規程において、「特別監査」とは、通常監査を行うもののうち概ね10%以上を対象とした研究費補助金の使用状況や納品の状況等、事実関係の確認などを含む調査をいう。

(研究代表者等及び連携研究者)

第3条 本学において、補助事業の研究代表者等となることができる者は、原則として次に掲げる者とする。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 助教
- (4) 総合スポーツ科学研究センター研究活動委員会において承認された者
- (5) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員又は外国人特別研究員のうち、本学において研究を行うことにより補助金の申請資格を得た者

2 本学において、補助事業の連携研究者となることができる者は、前項第1号から第4号の者及び助手とする。

(法令等の遵守)

第4条 研究代表者等は、補助事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)並びに補助事業ごとに定められた取扱規程等及び交付決定通知書に記載された事項(以下「補助条件等」という。)を遵守しなければならない。

2 研究代表者は社会的コンセンサスが必要とされている研究及び生命倫理・安全対策に対する対策が必要とされている研究並びにライフサイエンスに関して配慮を必要とする研究分野を扱う場合は、定められた法令又は指針等の他、本学の定めによる手続きを遵守しなければならない。

(研究費補助金の公募の周知)

第5条 政府から補助事業の公募の通知があった場合は、本学教職員に対し、掲示又は書面通知等による手段によりすみやかに周知するものとする。

(公募の申請に伴う届け出)

第6条 公募要領により補助事業に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出することとなっている場合には、あらかじめ、総合スポーツ科学研究センター事務室に届け出なければならない。

2 研究代表者は社会的コンセンサスが必要とされている研究及び生命倫理・安全対策に対する対策が必要とされている研究並びにライフサイエンスに関して配慮を必要とする

研究分野を扱う場合は、あらかじめ総合スポーツ科学研究センター事務室に届け出て本学所定の審査を経なければならない。

(研究費補助金の経理事務の委任)

第7条 研究代表者等は、公募された補助事業に応募しようとするとき及び研究費補助金の交付内定(継続分を含む。)を受けたときは、その経理に関する事務を学長に委任する。

2 学長は、前項の経理事務の委任があったときは、事務局長にその旨通知し、次条に規定する事務を処理させるものとする。

(経理事務の準拠)

第8条 研究費補助金に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する事務の取扱いは、経理規程、出張等規程、調達規程、管理規程及びこれらに基づく定めによらなければならない。

(研究費補助金の預託)

第9条 研究代表者等は、交付された研究費補助金を学長に預託するものとし、本学が開設する銀行口座にて管理する。

2 前項の銀行口座の名義者は学長とし、口座管理責任者は管理部会計課長とする。

3 預金口座は、第2条第1項に規定する研究費補助金ごとに開設するものとする。

4 学長は、研究費補助金の預託金の受払いに関する権限を事務局長に委任するものとする。

5 事務局長は、管理部会計課長を研究費補助金の出納責任者及び検収責任者として指定する。

6 研究費補助金の交付を受けた研究者が、本学以外の大学又は研究機関(以下「研究機関等」という。)に所属することとなる場合であって、直接経費に残額があるときは、当該研究者が新たに所属することとなる研究機関等に当該残額を送金する。

(間接経費の譲渡)

第10条 間接経費が交付された場合、研究代表者等は、間接経費を本学へ譲渡しなければならない。

2 間接経費に関わる権限等は、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

3 管理部会計課長は、研究費補助金を受領したときは、すみやかに間接経費に相当する金額を、本学本会計を管理する口座に移し換えるものとする。

4 前項の研究者が、間接経費を受け入れる他の研究機関等に所属することとなる場合であって、直接経費に残額があるときは、本学は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究代表者等に返還するものとする。

5 前項の間接経費の返還に当たっては、当該研究代表者等が新たに所属することとなる

研究機関等に対しその額を通知するとともに、当該研究代表者に返還する間接経費を送金するものとする。

- 6 第1項の研究代表者等が、間接経費を受け入れない他の研究機関等に所属することとなる場合には、当該研究費補助金の定めに基づき、未使用の間接経費を政府に返還するものとする。

(直接経費の使用制限)

第11条 直接経費は、次に掲げる事項に使用してはならない。

- (1) 本学の既存施設及び設備を改修することが必要となる設備等を購入するための経費
- (2) 購入することにより新たに設置場所を建設もしくは構築することが必要となる設備等を購入するための経費
- (3) 通常備えておくことが必要な備品を購入するための経費
- (4) 補助事業遂行中に発生した事故及び災害の処理のための経費

(間接経費の使用目的)

第12条 間接経費は、補助事業の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学の研究環境の改善や機能向上に活用するものとし、学長の責任の下で公正及び適正かつ効率的に使用するものとする。

(利子についての取扱い)

第13条 研究代表者は、預託により生じた利子については、本学に譲渡する。

(研究費補助金により取得した設備等の寄付手続等)

第14条 研究代表者等は、設備等を取得後所属する研究機関に寄付を行うこととされているものにあつては、取得後直ちに管理部施設課に寄付手続を行わなければならない。ただし、取得した設備等を寄付することにより補助事業の実施上支障が生じるおそれがある場合には、あらかじめ、寄付をできない理由及び期間を学長に申請するものとする。

- 2 寄付手続の延期の承認のあった設備等の管理は、研究代表者等が善良なる管理者の注意義務をもって行うものとする。

(所属機関変更時の設備等の返還)

第15条 設備等の寄付を行った研究代表者等が、他の研究機関等に所属することとなる場合であつて、当該研究代表者が、新たに所属することとなる研究機関等において当該設備等を使用することを希望する場合は、当該研究代表者に当該設備等を返還する。

(物件の調達)

第16条 直接経費からの支出による物件の購入は、調達規程の定めによるものとする。

(旅費の支出)

第17条 直接経費からの旅費の支出は、出張等規程の定めによるものとする。

(謝金の支出)

第18条 直接経費による謝金の支給基準は、別に定める。

(研究支援者の受入れ)

第19条 補助事業の遂行のために特に必要があると学長が認めるときは、当該研究費補助金の直接経費の当該予算内において研究支援者を置くことができるものとする。

- 2 研究計画を立案する場合に、研究組織の構成員として研究支援者を配置する場合は、あらかじめ学長の承認を経るものとする。
- 3 研究支援者については別に定める。

(派遣労働者の受入れ)

第20条 補助事業の遂行に係る事務を行わせるため、労働者派遣事業者と労働者派遣契約を締結し、派遣された労働者を受け入れることができる。

(研究費補助金の翌年度における使用)

第21条 研究代表者等が、研究費補助金の交付決定後、予想し得なかったやむを得ない事由により研究が完了しないこととなった場合において、過年度にわたる研究補助金の使用が認められている場合には、繰越の手続を行うものとする。

(内部監査の実施)

第22条 交付された研究費補助金の適正な使用を確保するため政府が定めるものの他、必要に応じて内部監査を行うものとする。

2 内部監査の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 無作為抽出による通常監査
- (2) 特別監査

3 内部監査に必要な事項は別に定める。

(細則)

第23条 この規程の実施に伴う事務取扱いについては、事務局長が別に定める。

(その他)

第24条 この規程に定めのない事項については、学長が別に定めるものとする。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は総合スポーツ科学研究センター研究活動委員会、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月17日に施行する。
- 2 日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学部外部資金による研究補助金に関する規程(平成19年4月11日学長裁定)は廃止する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年9月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。